

この5年以内に

- ①会社を新しく起こした（起業）
- ②新しい分野に進出した
- ③業態を変更した
- ④初めて労働者を雇い入れた など

経営者の皆様へ

厚生労働省から委託を受け「（公社）全国労働基準関係団体連合会」が実施している⇒

『新規起業事業場就労環境整備事業』を是非ご活用ください!

《事業その1》 ステップ1

新規に起業した企業などが、就業環境を適切なものに整備するために必要な関係法令などの基礎知識を得られるよう「労務管理セミナー」を実施します。

（配付する各種テキストを含め「無料」でご参加いただけます。）

- ◆労働基準法の概要
（採用、労働時間・休日・休暇、賃金、就業規則、解雇など）
- ◆労働契約法の概要
（労働契約の原則、労働者の安全への配慮、労働契約の成立・変更・終了など）
- ◆労働安全衛生法の概要
（事業者等の責務、安全衛生管理体制の確立、災害防止、健康の保持・増進など）
- ◆労働災害防止対策の基本
（災害防止対策、健康障害防止対策、派遣労働者の安全確保など）
- ◆過重労働対策及びメンタルヘルス対策の概要
（過重労働と健康障害・防止対策、ストレスと精神障害・防止対策、パワハラ防止）
- ◆労働保険・社会保険制度の概要

セミナーで基本的事項をご理解いただき・・・ご希望があれば更に・・・

《事業その2》 ステップ2

ご希望があれば、専門家である就業環境整備普及指導員が会社を個別に訪問。経営者の方や労務管理担当者の方から直接お悩みなどをお聞きして、その実態に応じて整備・改善すべき点を具体的に支援・指導させていただきます。

（これら支援は無料で受けられます。）

支援を希望する事項（下記参照）に沿って、具体的な解決策を指導させていただきます。

- ◆労働条件の明示・採用・人材確保 就業規則の作成・届出 ◆労働時間の適正把握・管理の方法 ◆休日・休暇の設定、年次有給休暇の付与 ◆変形労働時間制・裁量労働制の導入の可否 ◆賃金・退職金制度 ◆解雇・退職 ◆健康診断 ◆免許・資格が必要な業務の確認 ◆安全衛生管理体制の整備 ◆労災事故の防止対策 ◆機械設備の届出 ◆労災保険・雇用保険の手続 ◆その他

※上記の「個別支援」は労務管理セミナーにご参加いただけなかった場合でも受けられます。

【問合せ先】（公社）北海道労働基準協会連合会 Tel011-747-6141(担当:信田/佐藤)
〒060-0807 札幌市北区北7条西2丁目6 37山京ビル2F

【裏面もご覧ください】